

## 諫早市「中小企業等燃料費高騰対策緊急支援事業」

対象者	<p>申請日時点で ① 市内に登録上の本店を有する法人（中小企業者、小規模事業者）                  ② 市内に住民票上の住所を有する個人事業者（フリーランスを含む）                  ※タクシー事業、貨物自動車運送業に係る事業者については、車両が市内の事業所に配置されている車両のみを対象とする。</p>																								
要件	<p>次の要件を満たす必要があります。</p> <p>(1) 燃料費の高騰により、直接的な影響を受けていること                  (2) 事業に必要な許可または認可を有し、申請日時点においても事業を継続しており、支援金の受領後も事業を継続する意思があること                  (3) 市税に滞納がないこと など</p>																								
対象経費・給付額	<p>(対象経費)                  燃料費（ガソリン、重油、軽油、灯油、電気、ガス）                  (給付額)                  支援対象経費の上昇単価に令和4年4月から12月における燃料使用量を乗じて算出した額(価格高騰分の合計額)の2分の1を給付額とする。                  法人 価格高騰分の合計額の2分の1を給付（上限20万円）                  個人事業者 価格高騰分の合計額の2分の1を給付（上限10万円）                  (支援対象経費の上昇単価)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">支援対象経費</th> <th style="width: 25%;">上昇単価</th> <th style="width: 25%;">支援対象経費</th> <th style="width: 25%;">上昇単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気</td> <td>+3.45円/kwh</td> <td>LPガス</td> <td>+74.9円/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>ガソリン</td> <td>+11.0円/ℓ</td> <td>都市ガス</td> <td>+32.3円/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>+10.6円/ℓ</td> <td>プロパンガス</td> <td>+98.8円/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>+11.3円/ℓ</td> <td>オートガス(タクシー)</td> <td>+6.2円/ℓ</td> </tr> <tr> <td>重油</td> <td>+18.0円/ℓ</td> <td>オートガス(その他)</td> <td>+24.9円/ℓ</td> </tr> </tbody> </table>	支援対象経費	上昇単価	支援対象経費	上昇単価	電気	+3.45円/kwh	LPガス	+74.9円/m <sup>3</sup>	ガソリン	+11.0円/ℓ	都市ガス	+32.3円/m <sup>3</sup>	軽油	+10.6円/ℓ	プロパンガス	+98.8円/m <sup>3</sup>	灯油	+11.3円/ℓ	オートガス(タクシー)	+6.2円/ℓ	重油	+18.0円/ℓ	オートガス(その他)	+24.9円/ℓ
支援対象経費	上昇単価	支援対象経費	上昇単価																						
電気	+3.45円/kwh	LPガス	+74.9円/m <sup>3</sup>																						
ガソリン	+11.0円/ℓ	都市ガス	+32.3円/m <sup>3</sup>																						
軽油	+10.6円/ℓ	プロパンガス	+98.8円/m <sup>3</sup>																						
灯油	+11.3円/ℓ	オートガス(タクシー)	+6.2円/ℓ																						
重油	+18.0円/ℓ	オートガス(その他)	+24.9円/ℓ																						
対象業種	<p>(1) すべての業種                  ただし、令和4年度の農業漁業及び福祉施設、保育所等に対する市の支援策の受給者を除く                  (2) 以下のいずれにも該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共法人、政治団体、宗教団体、法人格のない任意団体、暴力団等</li> <li>・ 経済団体、文化団体、NPO法人、公益法人等の非営利的団体                  (ただし、収益事業を反復継続して行っている場合を除く)</li> </ul>																								
申請書の入手方法	<p>① 市のホームページからダウンロード                  ② 市役所本館6階、支所、出張所、諫早商工会議所、諫早市商工会で配布</p>																								
申請期間	<p>令和5年2月10日(金)～令和5年6月30日(金)</p>																								